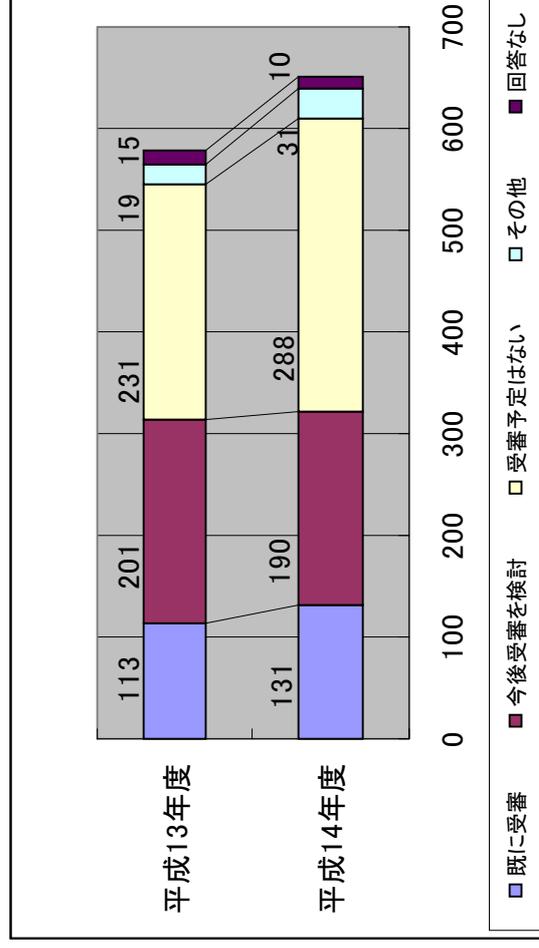


③ 環境報告書の第三者レビューの取組

環境報告書の第三者レビューの取組状況

- 規制改革推進3か年計画（再改定：平成15年3月28日閣議決定）では、環境報告書の普及啓発、情報の比較可能性・信頼性の確保が課題として挙げられている。
- 平成14年度 環境にやさしい企業行動調査結果では、環境報告書を作成している」と回答した650社のうち、
 - ・ 第三者レビューを既に受けている企業数 131社 20.2%
 - ・ 今後、受けることを検討している企業数 190社 29.2%

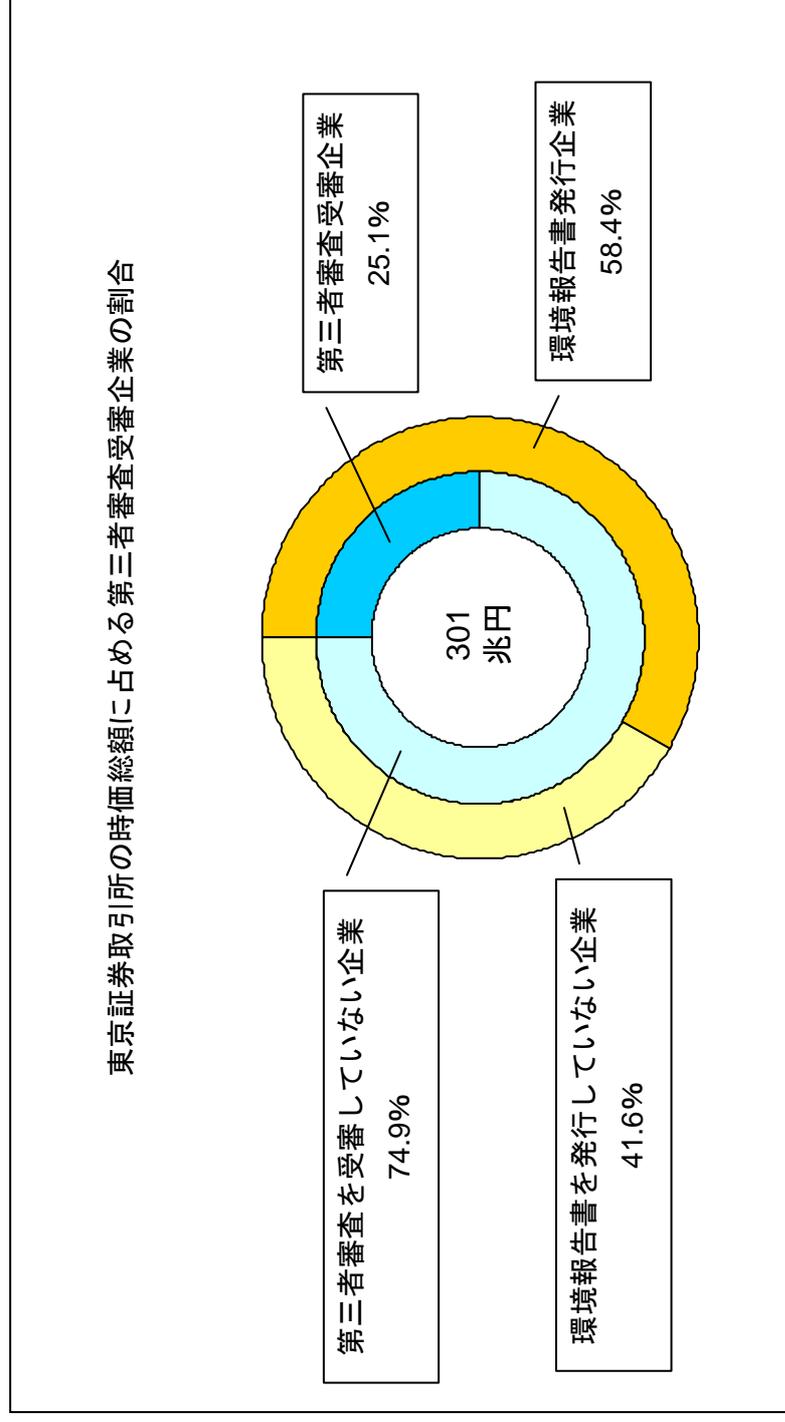
環境報告書の第三者レビューの受審状況



出典：環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果

環境報告書の第三者審査を受けている企業の割合

環境報告書の第三者審査を受けている企業は年々増加しており、東京証券取引所において環境報告書の第三者審査を受けている企業の時価総額の割合が25.1%を占めている。これは、日本の経済規模においても大きな割合を占めている。



第三者検証報告書
ソニー株式会社
2003年6月6日
代表取締役会長 出井伸之 氏
代表取締役社長 安藤国威 氏

私たちが、ライフサイエンス・カー・ホーム・ウェア・サービス (PWC) は、ソニー株式会社 (以下、「ソニー」という) からの依頼に基づいての (CSR レポート 2003) (以下、「同報告書」という) の環境データ (温室効果ガス、廃棄物管理、エネルギー、水) 及び環境会計に関する検証を行いました。同報告書はソニーの責任のもとに作成されたものです。

検証の目的
私たちの検証は、次の事項について意見を述べることと目的としています。
1. 報告書に記載された重要な環境データ (温室効果ガス、廃棄物管理、エネルギー、水) 及び環境会計の特定・収集・報告についてのプロセスの信頼性
2. 同報告書に記載された温室効果ガスの排出量の正確性及び網羅性 (検証を実施した製造サイトに限る)

意見表明の保証
現時点では、環境情報の報告や検証について一般に認められた国際基準は存在していません。そのため、私たちは現在確立されたことがある慣行と指針を参考としています。

実施した手続の概要
私たちの検証は本社を含め計10サイトにおいて実施致しました。私たちが、同報告書に記載された重要な環境データを検証して実施した検証手続は以下のとおりです。

1. 本社において検討した事項と検証手続
 1. ソニーグループ全体の消費マネジメント
組織の状況、運用の状況及び収集されるデータ項目を把握し検討しました。
 2. ソニーグループにおけるデータの特定、収集及び報告のプロセス
ソニーグループにおける各データの統一した測定方法を把握し、各データがいつ、どのように集計されるかを検討しました。
 3. 同報告書に記載された環境データ
同報告書に記載された環境データを根拠資料との整合性、及び各根拠資料間の整合性について検討しました。
- これらの検討に関しては、経営管理層や同報告書の作成担当者へのヒアリング、データの分析、資料の閲覧、質問の回答、外部監査との照合などの具体的な手続を実施しました。

II. 本社以外のサイトにおいて検討した事項と検証手続

1. 環境マネジメントの概要
同報告書に記載された重要な環境データに関して、サイト毎に環境マネジメントの概要を把握し、以下の項目を中心に検討しました。

- ・ 環境データ収集の体制と状況
- ・ マテリアルフロー情報の全体的管理
- ・ 環境保全プログラムと目的、目標データ
- ・ 環境事故の有無とその把握

2. 各サイトにおけるデータの特定、収集及び報告のプロセス
各サイトにおける重要な環境データの特定方法及び各データの収集方法を把握し、各データがいつ、どのように集計されるかを検討しました。

3. 同報告書作成のために各サイトからソニー本社に報告されたデータ
サンプリングしたデータに関する根拠資料との整合性、及び各根拠資料間の整合性についても検討しました。
なお、検証の対象とした具体的な環境項目は以下のとおりです。
エネルギー及び温室効果ガス、環境管理物質、廃棄物、水、環境会計

これらの検討に関しては、サイトの管理層や環境担当者へのヒアリング、データの分析、資料の閲覧、資料間の照合、外部監査との照合などの具体的な手続を実施しました。

検証を実施した環境データ マークを付しています。
PermitRelease (Green) マークを付しています。

結論
私たちは、以上の手続を再実施した結果、以下の通り意見を述べます。

1. 同報告書に記載された重要な環境データ及び環境会計の特定・収集・報告については、十分な実施した手続の範囲内において、下記事項を除いて適切であり、かつ信頼性があります。
一部サイトにおける環境管理物質及び環境会計の当該プロセスに関して改善の余地があります。なお、前節も同様の指針を行いました。当節は前節に比べて全般的に改善は改善さなかつたつております。

2. 同報告書に記載された温室効果ガスの排出量の内、検証を実施した製造サイトに關する排出量は概ね正確に記載されています。

BicamwaterhouseCopers
PRICEWATERHOUSECOOPERS

第三者意見書

平成15年7月3日

トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 豊 富士夫 氏

株式会社 トヨタ自動車環境品質研究所
(デロイト トウシュ トーマツ グループ)
代表取締役社長 古室正充 氏
(公認会計士)
執行役員 間瀬美鶴子 氏
(公認会計士)
(環境審査員)

1. 審査の目的
当環境品質研究所では、トヨタ自動車株式会社の責任において作成された同社のEnvironmental & Social Report 2003に対して、正確性の向上に資することを主な目的として、会社と合意した手続に従って審査を行い、同社のEnvironmental & Social Report 2003について独立した立場で意見を表明する。なお、この意見は、社会的に合意された報告書に関する作成基準及び審査基準が確立されていない現段階において、トヨタ自動車株式会社より提示されたデータ及び質問を基礎に正確性に關わる心証形成をしているため、正確性の保証レベルについても一定の限界を有している。

2. 審査の手続
当環境品質研究所は、Environmental & Social Report 2003について以下の審査手続を実施した。
(1) 掲載されている情報の収集過程とその集計方法の合理性を審査した。
(2) 掲載されている内容について、作成責任者に対する質問及び関連する議事録の閲覧、ISO14001関連資料との照合、その他根拠資料となる利用可能な内部資料及び外部資料と比較し検討した。
なお、「連結環境マネジメント」に記載されている「グローバル環境データ」の連結環境マネジメント対象会社のデータ及び「環境取組事例」については、各社より送付された記録類の閲覧及び照合を行うとともにトヨタ自動車株式会社の作成責任者に対する質問を実施した。

3. 結論
審査の結果、当環境品質研究所の意見は、次のとおりである。
(1) Environmental & Social Report 2003に掲載されている情報は、トヨタ自動車株式会社及び連結環境マネジメント対象会社の業務から出された情報を適切に集計したものである。
(2) Environmental & Social Report 2003に掲載されている情報は、当環境品質研究所が審査の間に入手した根拠資料と矛盾していない。

以上

第三者レビューに関する動向

環境報告書の進展につれ、報告書に提示された情報の質、正確性や信頼性、提示された情報が企業の環境、社会面の負荷を公平かつ完全に表示しているかということに関する懸念が生じてきている。(H13 環境報告の促進方策報告書) 一方で、環境報告書の信頼性を高めるために、第三者検証意見などを付与する取組みは、まだ発展途上であり、いくつかの機関でそのためのガイドライン等が作成、検討されている。

GFT250 社 (フォーチュン・グローバル500 社中のトップ250 社) 中の報告書発行 114 社中、29%は第三者機関の検証をつけている。

第三者レビューに関するガイドライン等の概要

発行主体	タイトル及び作成時期	概要	目的	対象	構成
1. 日本公認会計士協会 (JICPA)	『環境報告書保証業務指針 (試案)』 (中間報告) (2001年7月)	2000年の「環境報告書保証業務指針 (試案)」に対する意見等を踏まえて取りまとめた二次試案	企業等が作成する環境報告書に記載されている環境情報の信頼性に対する保証を付与する業務についてのガイドラインを示すこと。	特に記載はないが、その目的と内容から保証付与人を主たる対象としており、考えられる。	1章 一般指針 保証業務に関する一般的事項や保証付与者の資質等 2章 実施指針 保証業務の詳細な手続き等 3章 報告指針 保証業務の結果の報告方法等について記載資料として、環境保証業務報告書の参考例と環境報告書の保証業務に関する主要な手続例
2. 欧州会計士連盟 (FEE)	FEE discussion Paper “Providing Assurance on Environmental Reports” (1999年10月)	ディスカッションメンバー及びそれに関連してコメントを求めた質問事項	国際監査実務委員会 (IAPC 現 国際監査・保証基準審査会 (IASSB)) が作成中の環境報告書の保証業務に関する国際規格に資するために、国際的な議論のシミュレーションを行うとともに、ディスカッションメンバー自体やそれに対する反応等に基づくインプットを IAPC に対して行うこと。GRI が行っている、持続可能性報告書への保証付与のガイドライン策定に資すること。	一義的には職業会計士を対象にするが、その他の専門家が保証を行っていることも認識しており、多様なグループからの意見を歓迎している。	1章 インテグリティ 環境報告書保証業務の背景等 2章 保証業務の責任 チームで行う保証の際の論点や責任の所在、能力等 3章 業務の受諾 保証を行うことが決まった際の論点等 4章 保証付与における主要な問題点 実施の指針等 5章 その他の重要な考察 保証業務の原則等 6章 報告 報告の指針等について記載

第2章4. (2)

発行主体	タイトル及び作成時期	概要	目的	対象	構成
3. ドイツ会計士協会 (IDW)	I DW Auditing Standard: Generally Accepted Standards for Audits of Environmental Report (IDW AuS 820) (1999年9月)	環境報告書の保証業務に関するガイドライン	環境報告書に対する、個々に異なる監査の主題を明らかにするとともに、監査実施者の責任を制限することのないうな方法を専門的な基準を設定すること。「財務諸表の監査における一般的に合意された基準 (Generally accepted standards for the audit of financial statements)」を環境報告書に適用する方法を示すとともに、環境報告書の監査の範囲と限界を示すこと。	会計士を対象とする。	1章 インテロダクション 環境報告書保証業務の現状等 2章 環境報告書の定義 環境報告書の定義等 3章 業務の受諾 業務の範囲と受諾条件等 4章 監査実施基準 監査の詳細な手続き等 5章 長文形式の監査報告書 監査報告書 (作成しない場合もある) の内容 6章 証明報告書 その内容とフォーマット等について基準を設定
4. グローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI)	Overarching Principles for Providing Independent Assurance on Sustainability Reports (2001年4月)	検証における諸原則を列記したワーキングペーパーと、それに関連してコメントを求めたための質問事項	GRI ガイドラインに含まれる際には、持続可能性報告書を作成する主体、利用者及び保証付与者に対して持続可能性報告書の保証に関する実際的な引きを示すこと。	持続可能性報告書を作成する主体、利用者及び保証付与者を対象とする。	1章 独立した保証を受けるための企業の立場 受審者が行うべきこと 2章 保証業務の必要条件 証拠や基準の必要性 3章 アプローチと手続き 保証業務の実施の手続き等 4章 結果のコミュニケーション 報告の方法等 5章 保証付与者の能力 保証付与者の適正等について記載
5. Account-Ability	The AA1000 Assurance Standard	AA1000 シリズは社会会計、監査、報告などを扱っている規格 2003年に持続可能性報告の保証基準を公開	企業等が出す、社会、環境、経済パフォーマンスに関する報告書の信頼性と品質を保証するための世界発の保証基準を示すもの。	社会、環境、経済パフォーマンスに関する企業の報告書への保証付与者	1章 保証格差を埋める 2章 基準の要約 3章 アカウンタビリティ・コミットメント 4章 AA1000の原則3原則：重要性、網羅性、対応性 5章 証拠 報告書中の情報の裏付ける情報の評価 6章 保証声明報告組織の報告書およびそのためのシステム、プロセス、能力の保証についての保証声明 7章 保証付与者基準保証付与者の独立性、公平性等について 付属書A 用語集 付属書B AA1000 シリズ